

衆議院 第二回國會 治安及び地方制度委員會議録第三十一号

昭和二十三年五月二十五日(火曜日)

午後二時零分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君
 理事 小藤藤三郎君 理事 千賀 康治君
 理事 松野 綱三君 理事 野村 亮君
 理事 矢野 三郎君 理事 坂口 主税君
 大内 一郎君 大澤 嘉平治君
 坂田 道太郎君 中島 守利君
 菊池 榮君 等原 貞造君
 松浦 重作君 松澤 兼人君
 松谷 天光君 小枝 一雄君
 川橋 達治郎君

出席政府委員

總理事務官 鈴木 俊一君
 國家地方官 齋藤 昇君
 本部長官 齋藤 昇君
 委員外の出席者

議員 齋藤 昇君
 專門調査員 有松 昇君

五月二十二日

風俗営業取締法案(内閣提出)(第六三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案
 (内閣提出)(第四一三号)

風俗營業取締法案(内閣提出)(第六
 三号)

○編集委員長 これより治安及び地方
 制度責任委員会を開会いたします。

本日の日程は、地方自治法の一部を
 改正する法律案並びに風俗營業取締法
 案であります。まず地方自治法の一部
 を改正する法律案を議題に供します。
 委員外の齋藤昇君に發言を許します。

○齋藤昇君 私は附則第二條について

質問したいと思ひます。附則第二條
 においては、戦時中における町村の
 合併が、再びその境界の変更ができ
 る、こういうふうな問題と承知するの
 でありますが、実はこういう問題は
 全國において非常に多いようによい
 境界が再び変更されるという附則第二
 條のつくられた根本の目的をお聞きし
 たいと思ひます。そうして私どもは、
 この問題が全國において町村の運用と
 いうような非常に重大な問題として、
 今後その町村が存立し得るか否かとい
 うような問題にまで発展し、ただいま
 うちに紛争が起るのみという結果に終
 るのではないかと非常に憂へるのであ
 ります。

○鈴木(後政府委員) 附則第二條の立

法の趣旨いかんというお尋ねでござい
 ますが、これはたいま仰せになりま
 したように、一旦市町村合併なり、境界
 変更により、新しい一つの市町村にな
 りましたら、それを軽々に変更すること
 とは、ぜひとも避けなければならぬ
 問題だと思ひます。今までの
 行政の運営においても、一旦合併した
 市町村はよくのことでなければならぬ
 ことができるか、ということ方針で参
 つたのでございまして、ただ戦時中
 における町村の境界変更等においては、
 たとえば大都市の隣接の町村の一つに
 軍需工場ができる、軍需工場がそこに
 できると、市と一体をなすような内容
 のものになつてしまふ。そこでそのい
 うような所は、やはり自治圏体にして

一体的に經營した方がいゝというの

で、合併が行われたわけでありまして、と
 ころがその後せっかく予定してありま
 した軍需工場が、戦災によつて焼けて
 しまつた、あるいは戦災によつてその
 工場はまたたく機能停止してしまつた
 た、あるいはつくるべき予定の工場が
 遂に終戦その他のためにできなくなつ
 てしまつた。依然としてそこは従來の
 純農村の形で残つていような場合に
 おいては、やはりそういう区域の住民
 は純農村は純農村として經營をしてい
 つた方がいゝ。どうも市の中にはいつ
 ていると、都市的な施策に重点を置か
 れる結果、純農村地区の方はどうも
 まくいかにない、こういう不公平が相
 当にあるやうであります。従來の手續
 によると、市町村会において少くとも
 過半数の議決がなければならぬので
 ございますから、そこでそういう大き
 な市にはいつた小さな村などは、議員
 の数から申しまして、いつもいわゆる
 小党派であります。そこで市会の議決
 によつて前の形に戻すということは、
 どうしてもできないわけでありまして、
 かしながらその編入された区域住
 民の大多數のもの、半数以上のものが
 わかれることを希望しておる、この
 ういふことではあります。これを強
 いてつておくと、これは、これを強
 一方であまりにも一種のそういう権利
 を抑えることにはなりはしないだらうか
 という点を危惧いたしました。要する
 に戦時中に行われまして各種の施策の
 切替といふものが一般行政面で行われ
 ておると同じように、やはり一種の

手直しといふような意味でこれを考え

なければいかぬのではないかといふ
 が、この立法の趣旨なのであります。
 ただ今御心配になりましたように、こ
 ういうふうなことをやるために、い
 たらに紛争を重ねるという結果にな
 ることは、これは極力避けなければな
 りません。事実こういう制度を施行いた
 しますならば、多少の混乱動揺とい
 うことは避けがたいと思ひるのであり
 ます。そこでそういうことはできるだけ
 短い期間に限りやうと、この
 法律施行の日から二年間に限り、こ
 ういふようにいたしてあるのでありま
 す。大体そういう理由で、この
 規定が設けられた次第であります。
 ○齋藤昇君 実はこの問題については、
 私の居村であります福島縣榑村が実は
 七箇年にわたりました紛争を繰り返
 しておるのであります。私の村について考
 へますれば、この問題はもう合併
 当時においてはいろいろと理由もござ
 いましたけれども、その後合併されま
 してからの、いわゆる村の施設あるいは
 經營といふものが、そういう面におい
 て町の中において完全なる施設が行わ
 れていくという状態で、非常に事情が
 実は大変つきておるのであります。し
 かしながら一部町村を分離したいとい
 う熱意がありますので、実は選挙事
 にとこれが政界の、あるいは政争の具
 に供されるというらしいがございまし
 め、現在まで選挙事にとこれが再
 燃するといふ事実が非常にあつたので
 あります。かくのごとくに紛争を続け
 ておりますので、私どもの村において

は、住民はただこの紛争のために

奔命に疲れ切つて、何ら村自体の發展
 ということを考慮しないという状態に
 まで現在至つておるのであります。し
 かし最近においては元の村民も非常
 に理解者も多く、ただ一部だけの紛争と
 いうことにもなつてきておりますが、
 このたびの新しい法案によりまして
 が、再び非常に問題となつて紛争が村
 をあげて起るといふようなことがあ
 るのであります。私はこれを考えます
 のに、もちろん農村は農村として独立
 しておるということも必要であります
 が、しかしながらやはり町の利害とい
 うものとお互に長短相容れていくと
 ころに、自治体といふものは成り立つ
 ものである、これも考えますので、も
 しかりにこの法案が通過いたしました
 て、また再びこの問題について村をあ
 げて再燃するであらう、そういうとき
 においては、おそろくは農村の經營も
 何も全部捨てて、そういうこの紛争と
 いうものにもうしばらくの間は全力を
 注ぐといふような、非常に当該農村自
 体の發展から考えましても、ゆゆしき
 問題であると思ひますので、ゆゆしき
 ところで私は町村の合併あるいは分離と
 いうような問題は、要するにその町村
 が合理的に農民がそれにによつ
 て經營できるかどうか。そして農民
 の幸福といふものが完全になし得るか
 どうか、こういうところに重点がある
 と思ひます。しかしながら再
 びこの問題が起ることによりまして、
 現在の状態においては村自体が経済的
 には何らの實力がありませんので、と

うてい村が成立いたさないものでありま
す。おそらくは農民は疲れ切つてお
り、村自体は何らそれに対して成立の
できないような経済の事情にある、こ
ういふふうな惨憺たる姿になるのであ
りまして、またこれが選挙投票により
ますれば、以前において行われました
ように、ままた一部の政争の具になる
こと、ままた非常に考慮される問題
なのでございまして、私はこの附則第
二條が決定せられるに至りましても、
その後において町村というものが單
なる境界によつてのみ成立するのでは
ない。いわゆる町村の経営というこ
によつて、初めて町村の分合の趣旨が成
り立つものである、こゝういふふうな原
則から考えましても、この法案の成立
ということについては実は十分の考慮
を願いたいと考へるのであります。な
お私は専門委員からも先ほどお聞きし
てみましたが、町村におけるこのよう
な紛争が今後とも絶えないであら
う、こゝういふことを考へまして、ある
いは自治的なこれに対する審議会とい
うような形式によつても、こゝうい
うような細かい町村の紛争というもの
が、町村自体にだけ任せられて、長年
の間何ら解決を見ないといふことは、
將來非常に自治体發展の上において、
重大な問題ではないかと実は考へまし
て、これについて答弁を願いたいと思
います。

会に請願をしてまいりまして、はたし
て定数通り三分の一以上の選挙人の署
名がありましたならば、それを選挙管
理委員会が受理して、その旧玉川村の
区域の一般投票に付するわけでありま
す。そして旧玉川村の区域の投票
が、分離を可とするものが過半数あつ
たという場合には、そこで一應旧玉川
村の意思というものは分離賛成とい
ふうに見られることなるわけであり
ます。そこでそれだけで事がきまりま
す、今御心配のような点があります
ので、さらに福島縣会の議決を経て、最
終的に今の小名浜町の境界の変更をす
る、旧玉川村をつくるという手続をと
ることになるわけでありまして、従いま
して旧玉川村の区域だけの決定で事が
きまるのではないのでありまして、も
ちろん玉川村民が一体どういふふう
に考へておるかといふことが最大のこ
の行爲決定の要素になるとは思ふので
あります、同時にそれをいま一段高
い立場から、すなわち直接の利害当事
者でない高い立場から、縣の最高機関
である縣議会在が、慎重に審議をしてそ
の議決をもつてこれを可とするとい
うことになつて、初めて玉川村分村とい
うものが成り立ち得るのであります。
なお手続としては総理大臣の方にそ
ういふものが必ず届けられ、それから施
行といふことになるのであります。そ
ういふかつかうになつておるのであり
まして、多少の混乱動揺はもちろん免
れないと存じますが、事柄は客観的に、
公正にきまり得るような手続に相なつ
ておるのであります。

縣会がこれを議決をする。これによつ
て第三者として冷靜にこれが施行され
るのではないか、こゝういふふうなこ
の説明と承知するのであります、そ
ういたしますと、都道府縣会がこれに
対して否決をしたという場合には、当
然分合といふものは決定されないとい
うことになると思ふのであります、
そうした場合に一般投票が最初にお
て行われた場合におきましては、再び
かくのごときことが行われると、もし
町村が長くこの紛争を続けて、二箇年
の間紛争を続けた場合に、さらにまた
こゝういふことを投票によつて決する、
こゝういふことはないと考へますが、
これについてその後の紛争をいかにす
るかといふことをお聞きしたいと思
うのであります。

府縣会においては、總意であるとい
うので、もし否決する場合には適當で
ないといふような結果になるでしよ
うか。

○鈴木(徳)政府委員 これは抽象的に
申し上げますと、やはり当該村民の希
望を深く考へられるであらうと思ふの
であります、個々の具体的例とい
たしましては、その村のいろいろな歴
史、沿革あるいは村の規模その他の諸
般の事情をいろいろな方面から検討し
て、縣会が自主的に決定をせらるべき
問題でありまして、どうした方がい
いといふようなことは一概には申しか
ねると思ふのであります。ただ一般論と
いたしまして、住民の八、九割の者が分
離を希望するといふような事実がもし
ありましたならば、その事實はやはり
縣会では相當に重く見られるだらう、
こゝういふことを申し上げた次第であ
ります。

府縣会においては、總意であるとい
うので、もし否決する場合には適當で
ないといふような結果になるでしよ
うか。

○鈴木(徳)政府委員 それではこの條文につ
いてなお尋ねたいといふと考へます
が、三分の一の過半数によつて選挙管
理委員会が選挙を行うといふことにな
るのであります、この選挙人名簿によ
つて登録されておられる者の三分の一
に記載されておられます三分の一の中
において、もしも當然に権利をもつべき
引揚者、あるいは復員者なり、こゝう
いふような者がまだ名簿には登録され
ていない。あるいはまたこの三分の一
の中において、名簿に登録されていない
といふような者の中に包含されてお
ると思ふますが、この場合においてい
かにするかといふことをお聞きしたい
と思ひます。

それからなおこの選挙が起りますれ
ば、選挙のいわゆる告示は何日前にい
たしますか、選挙の順序はいかなる順
序にいたしますか。お聞きしたいと思
ひます。

それから町村の変更が行われました
場合に、財産の処分件であります、
財産の処分の件につきまして、現に存
する市町村は、これが現に存する限度
において、記載されておりますが、
この現に存する限度といふことは、い
かなる限度を申しますか。たとえて申
しますと、さきに合併せられましたた
めに、その前の町村の財産が部落有に
処分せられたところが、あるいは
個人有として処分せられたところもあ
る。こゝういふような問題について簡
單に御答弁願いたいと思ひます。

○鈴木(徳)政府委員 名簿の脱漏者、
実質的な選挙権を持つておられる者、し
かも名簿に載つておられない者があ
る場合に、こゝういふ者はどういふふう
になるかといふお尋ねであります、そ
ういふものは救済したいものではありま
すけれども、一應選挙人名簿に登録せら
れておられる者が、すべて各種の資格条件
を決定いたします場合の基礎になつて
おりまして、従つてこの場合にその他
のいろいろな直接選挙と同じように、
選挙人名簿に登録されておられる者をも
つて基準といたしまして、その総数の三
分の一といふふうになつておるので
あります。従つて選挙の場合におきま
しては、実質的には権利をもつてお
る者がございまして、もしその者が名
簿に登録せられていないといふことで
ありますれば、それはこの投票には参
加できないわけでありまして、但しそ
ういふような選挙でありますか、投票
が行われます場合に、こゝういふ

これは選挙人名簿につきましては、脱漏者等がございませぬならば、これを補充的に登録する処置が現在できておられますから、その手続に従って登録をいたしまして、選挙人の脱漏ができるだけないようにする扱ひになつておるわけでありませぬ。

それから財産処分点であります。これは旧玉川村の例を申し上げますならば、玉川村の村有財産で財産処分によつて個人有になつてしまつたようなものがありますならば、これは別問題であります。小名浜町有財産、もしくは今お話になりましたような、玉川村が一つの財産区という事になつておりましたら、部落有の財産になつておりましたら、部落有の財産がさしあたりここで問題になる財産だと思つておられます。部落有の財産は当然玉川村のものに切替へられるのでございませぬ。小名浜町有財産で、現金その他のものは何とも区別をいたしたくないわけでありませぬ。有形的な財産、營造物等でありまして、旧玉川村が持つておりましたようなものがあつた場合には、それを従前属しておつた玉川村に返還するのがその方針であります。しかしながら法律はそういうふうな抽象的に規定したしておるだけでありませぬ。小名浜町会において、これを具体的に現に存する限度が何であるかということ、自主的にきめられたいことになつておるわけでありませぬ。

○藤田委員 前お最後に選挙の順序はいかなる順序によるのでございませぬか。選挙の告示あるいは期日というふうな点につきまして、この投票の行われぬ選挙期日はどういふことに

なりませぬか、伺いたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 この選挙は今申しましたように、三分の一以上の選挙人から選挙管理委員会に請求をいたしてまいりますと、その請求を受理した日から三十日以内に投票をやる、こういうことになつておるわけでありませぬ。そして投票の告示は一般の規定に従ひまして、大体二十日前に告示をするということになるわけでありませぬ。告示せられたりから二十日くらいで大体投票が行われるということになるわけでありませぬ。

○藤田委員 わかりました。○坂東委員長 他に御質問がございませぬか。——坂田君。

○坂田委員 第七十六條のいわゆる普通公共団体のものに拒否権を興えるという点についてお伺いをいたしませぬ。議会の権限に對しては、執行機関が反省の機会を興えるという意味におきましても、またアメリカ等の立法例におきましても、十分な理論的な根拠を私に承するものでありませぬ。現在の日本の状態におきまして、また議会の力が十分伸張しない段階におきまして、執行機関にかような権限を興えるという積極的な必要性がどこにあるかということが第一点であります。またそれにつきまして拒否権を興えなければならぬ、また拒否権を必要とする事例がどこにあるか。その点をお伺いしておきたいのでありませぬ。

○鈴木(後)政府委員 議会の現在の情勢において、長に拒否権を興えることは長偏重の結果になりわしなないかというふうな点をおそれての御質問と存じませぬが、従来の地方議会と執行機関との構成と異つてまいりまして、新しい

地方自治法における執行機関の長も住民の直接選挙にする、議会の議員も直接選挙にする、こういう両方それぞれ直接に人民に通つておるという形におきまして、やはりその両者の地位というものは、それらの範囲権限というものの中におきましては、やはり最終的な権威をもつものであらうと思つておられます。そこでどういふアメリカ式の一般の議会と執行機関との構成をとつておられますか。下におきましては、大体どういふような拒否権が行われておるのが一般の例のようございませぬが、地方自治法におきましても、違法でありますとか、あるいは予算が收支について執行できないといつたような場合、あるいは権限を越えて議決をしたというような場合におきましては、現在すでに一種の拒否権の制度が行われておるわけでありませぬ。そのいき方と同じであります。ただ一般化したというものが今度の制度であります。従来の制度はそのまま特別のいき方として残しておきまして、そういう一般的な特別の拒否権の制度が適用にならないものにつきましては、今回の一般的な拒否権制が適用されることになつておられます。やはり執行機関というものの立場から申しますと、具体的例があるかどうかというお尋ねであります。適切にこういう例があるというのを今ここで申し上げる用意をいたしておりませぬが、やはり執行機関をいたしましては、議会が正当の権限により議決せられたものではあるけれども、しかし一度この問題は議会として反省願いたいという意味において拒否するのでありませぬ。またどういたしませんと、議会が

すべて決定をして來ました場合に、それを執行機関は常に受入れるのが当然ではありますけれども、執行機関としての意思も、やはり一面これを議会側に反映する、意見書提出とか、あるいは議会に出席して説明をするというふうなこともございませぬが、どうしてもこの執行機関としては、いまだ一度慎重に再検討願いたいというふうなものがありませぬ。そういうような権限を興えてもいいのではないかと、いふふうに考へておられます。一面議会に對しては、今回は議決事項の範囲等の拡張をいたしましたし、そういうふうな議会の権限拡充ということと相對應いたしましたし、こういうような制度を考へた次第であります。

○坂田委員 地方制度というものは、やはり地方の現実の事態に相應してやらなければならぬと思つておられます。この拒否権を興えるという實際の必要がないにもかかわらず、なおかつ改正をせんとする根拠がどうも納得いかなないのであります。こういうふうな拒否権をしばしば乱用することによりまして、せつかく議会というものが伸張しかけたのに、この議会の無視する事態が起りはしないか、あるいはまたこういう議会の伸長を萎縮さしてしまはせぬかということをお尋ねするものであります。また普通団体の長に反對する議員が三分の二を超過するという事態は、実はまれであると考えられておる。超えない場合におきましては、この拒否権というものは非常に力が強いものになる、絶対的なものになるというふうな考へざるを得ないのであります。この点につきまして、自治課長の御意見を承りたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 現在の地方の知事と縣議会との關係が、實際どうちが力が強い状態になつておるかということとは、これはそれ／＼見方によりまして違ふと思つておられます。しかしながら議会といたしましては、一切の條例をつくり得る建前になつておりました。議会の提案をいたし、議決いたしました條例に對しては、知事として有効な、これを阻止する何らの手段がないということになりますと、やはりこれは執行機関の立場からいまして、非常に困るのではないかと。そこでやはり万能の立法権がありますならば、これに對應いたして執行機関の側には、それを一應阻止する程度の権限は興えてもいいのではないかと。しかしやはり議会の最終的な決定権をもつて、さらに三分の二でこれを乗り越していくならば可決できる、こういう制度は決してこの議会の地位を萎縮させたり、あるいはその機能を必要以上に抑えるという結果にはならないのではないかと、いふふうに考へておる次第であります。

○坂田委員 それからほかの問題であります。この拒否権というものは、私よくわかりませぬのですが、予算案から予算案全部について行われるものであります。それともその一部分について行われるものでありますか。

○鈴木(後)政府委員 これはやはり予算案全部に對して行われることになつております。

○千賀委員 この前にも質問をいたしたのでありますが、市町村がこの法案では法人だということをはつきり明示をいたしております。もしも法人だと

いうことになると、株式会社その他と同等の位置になるはずであります。現在株式会社は市町村の区域にいろいろ既得権の營業をもつておりまして、市町村がこれを集中排除法によりまして、おれの方でその部分だけは經營をするのだ、お前の方はガスなり電氣なりを御賣をすればいいのだから、小賣はおれの方でやるんだということになると、容易にその区域は市町村に巻上げられるのでございますが、逆に今度は市町村が相當な計画と投資をいたしまして、水道、電氣その他ここにいろいろな事業をやつてもいいということになつておりますが、事業をやりますと、この事業の中で營業的效果のあるようなものを狙つて、市町村の中の組であるとか、字、總代管区、そういうようなものであるとか、また市町村の中の法人であるとかいうものが、それだけはおれの方が經營をするのだ、というふうなことを言い出して、集中排除法によつて權利を主張して来たときに、市町村ははたしてこれに抵抗し得るかどうか、抵抗し得ないとすると、大體一つの有機体として、いろいろ他の公益事業が計画されても、非常に後は運賃の上で混雑を起すことにならぬ。同時にこれに投資をしていけるものは市町村民であります。それらの幸福にも經濟上の關係にも相當深刻な被害を與へることになるかもしれないのであります。そういう場合に、法文の上ではつきりとこれに明快な解釋を與へる方法があるかどうかということをお聞きしました場合、この前はお答えができませんでしたのであります。また改めてこの点について、いすれ御研究になつたと思ひますから、あなた方の解釋を承

りたのであります。

うになるんです。これは独占禁止法の発動によつてやつておるのではなくして、話し合いによつてやつておるのだというふうになればどうでもないので、私は今までは独占禁止法によつてこれは抵抗ができないから、そういう問題が起つたら市町村はいつでも電氣会社から營業權を取上げられるんだというふうなことを考へておりましたが、この点の御見解はいかがですか。これは例はずいぶんたくさん全國にあります。

は利益のために行われていんだというふうなこともよくあります。事実またそういうこともやられつつあります。殊にわれわれ都會の人が想像のできないような不潔な、不淨なものにしていくようなとき、産物のよごれ物のことを活用しつゝあるのでございます。さうなわけで、將來日本人の生活が窮乏すればするほど、いろいろのものを利用してはかられて、價値ができてくるということになると、市町村の計画します事業もまた予想の上を越してくる。さうになつてきますとやはり独占禁止法がいつも適用されない、大丈夫だといふことは言えない状態が、法と照り合はして必ずあるのだと考へておられますが、そういうときでも市町村の仕事は保護を受けるか。ただ、今予想されるものはその條項に該当しないから大丈夫だといふだけか。その点はいかがでしようか。

これについては府縣等とか特別の公共会社とか、いろいろあるようでございまして、とにかく今の公的独占形體の解放をなし得るならば、市町村もいろいろものができますように、少くとも市町村がこういうことをやることを禁止しないように、立法措置を講じていただくことが、地方自治の上から一番望ましいことだと思ひます。かりにそういうふうな、市町村が電氣事業を經營するのを禁止しない、放任するといふ法律ができましたと、そのときにもしも他の会社等で電氣事業を經營したておられますれば、市町村が經營權をとるためには、やはりそこに正当な買収行為を申しますか、そういう私法上の經濟手段を用いなければ、これを強制的に取上げるということではできないと思ひます。これは法律の根拠なくしてはそういうことは不可能だと思ひます。従つてやはりこれは私經濟上の正当な手續によつて、これを買収するといふ方法を用いるより仕方がないと思はれるのであります。

それから競馬あるいは競犬事業あるいは塵芥処理の事業、あるいは尿尿処理の事業といふようなことを市町村が經營するに於いて、独占禁止法との關係はどうかといふような趣旨のお尋ねでございますが、これらもそれら競馬法等特別の法律がありまして規定がございまして、その規定にはやはり従わなければならないと思ひます。従つて市町村にそういう競馬事業を行うことを現在許しておらないように記憶いたしておきます。これを許すようには法律の改正をいたしますならば、市町村としてはもちろんこの競馬

りたのであります。○鈴木(後)政府委員 独占禁止法と市町村の活動との關係であります。この法律の規定は、鉄道事業、電氣事業、瓦斯事業その他その性質上當然に独占となる事業を営む者の行方生産、販賣又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。このように規定が設けられておられますが、従つていわゆる公營事業と申しますか、現在都市が經營をいたしておられますようなガスとか水道といつたような式の独占的な傾向をもつておられるものについては独占禁止法が適用にならない。その範圍ではない、このようにうたつておるのであります。従つて地方公共團體が改正地方自治法修正案の第二條の第三号の、上水道その他の給水事業、下水道、電氣事業、このうちものを經營いたした場合は、今の独占禁止法の適用は受けないということになると思ひます。結局市町村が独占禁止法の適用を受けますようないわゆる不正手段による競争をやります場合には、これは働いてまいりますけれども、単に乘合自動車事業を經營するといふだけでは、独占禁止法は適用されません。ただ、その際にいわゆる不正競争と目されるような行為を市町村が行う場合に、初めて獨禁法の適用を見たいと思ひます。

○千賀委員 いろいろ今の御解釈であります。現在電氣のごときは市町村の方にその区域だけの營業權を召し上げられておる例はたくさんあるんです。そういうふうな例はたくさんあるんです。

○鈴木(後)政府委員 市町村が電氣事業を經營いたします場合に、その市町村の区域内のその他の会社がやつておられますようなものを、取上げることができかねないかといふような意味を含めての最初の御質問に承りました。これはやはり現在ば地方團體といへどもそういうことはやることはできない。法律によつて一定の会社が独占的に經營をいたしておるわけでありまして、そういう事態に對しては、独占禁止法は法律による特例でございまして、もちろん適用にならぬと思ひます。將來そういう法律によりまして電氣事業の独占といふ形體が解放されますならば、市町村ももちろん經營し得るようになるのじやないか。

これは府縣等とか特別の公共会社とか、いろいろあるようでございまして、とにかく今の公的独占形體の解放をなし得るならば、市町村もいろいろものができますように、少くとも市町村がこういうことをやることを禁止しないように、立法措置を講じていただくことが、地方自治の上から一番望ましいことだと思ひます。かりにそういうふうな、市町村が電氣事業を經營するのを禁止しない、放任するといふ法律ができましたと、そのときにもしも他の会社等で電氣事業を經營したておられますれば、市町村が經營權をとるためには、やはりそこに正当な買収行為を申しますか、そういう私法上の經濟手段を用いなければ、これを強制的に取上げるということではできないと思ひます。これは法律の根拠なくしてはそういうことは不可能だと思ひます。従つてやはりこれは私經濟上の正当な手續によつて、これを買収するといふ方法を用いるより仕方がないと思はれるのであります。

それから競馬あるいは競犬事業あるいは塵芥処理の事業、あるいは尿尿処理の事業といふようなことを市町村が經營するに於いて、独占禁止法との關係はどうかといふような趣旨のお尋ねでございますが、これらもそれら競馬法等特別の法律がありまして規定がございまして、その規定にはやはり従わなければならないと思ひます。従つて市町村にそういう競馬事業を行うことを現在許しておらないように記憶いたしておきます。これを許すようには法律の改正をいたしますならば、市町村としてはもちろんこの競馬

りたのであります。○鈴木(後)政府委員 独占禁止法と市町村の活動との關係であります。この法律の規定は、鉄道事業、電氣事業、瓦斯事業その他その性質上當然に独占となる事業を営む者の行方生産、販賣又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。このように規定が設けられておられますが、従つていわゆる公營事業と申しますか、現在都市が經營をいたしておられますようなガスとか水道といつたような式の独占的な傾向をもつておられるものについては独占禁止法が適用にならない。その範圍ではない、このようにうたつておるのであります。従つて地方公共團體が改正地方自治法修正案の第二條の第三号の、上水道その他の給水事業、下水道、電氣事業、このうちものを經營いたした場合は、今の独占禁止法の適用は受けないということになると思ひます。結局市町村が独占禁止法の適用を受けますようないわゆる不正手段による競争をやります場合には、これは働いてまいりますけれども、単に乘合自動車事業を經營するといふだけでは、独占禁止法は適用されません。ただ、その際にいわゆる不正競争と目されるような行為を市町村が行う場合に、初めて獨禁法の適用を見たいと思ひます。

○千賀委員 いろいろ今の御解釈であります。現在電氣のごときは市町村の方にその区域だけの營業權を召し上げられておる例はたくさんあるんです。そういうふうな例はたくさんあるんです。

○鈴木(後)政府委員 市町村が電氣事業を經營いたします場合に、その市町村の区域内のその他の会社がやつておられますようなものを、取上げることができかねないかといふような意味を含めての最初の御質問に承りました。これはやはり現在ば地方團體といへどもそういうことはやることはできない。法律によつて一定の会社が独占的に經營をいたしておるわけでありまして、そういう事態に對しては、独占禁止法は法律による特例でございまして、もちろん適用にならぬと思ひます。將來そういう法律によりまして電氣事業の独占といふ形體が解放されますならば、市町村ももちろん經營し得るようになるのじやないか。

これは府縣等とか特別の公共会社とか、いろいろあるようでございまして、とにかく今の公的独占形體の解放をなし得るならば、市町村もいろいろものができますように、少くとも市町村がこういうことをやることを禁止しないように、立法措置を講じていただくことが、地方自治の上から一番望ましいことだと思ひます。かりにそういうふうな、市町村が電氣事業を經營するのを禁止しない、放任するといふ法律ができましたと、そのときにもしも他の会社等で電氣事業を經營したておられますれば、市町村が經營權をとるためには、やはりそこに正当な買収行為を申しますか、そういう私法上の經濟手段を用いなければ、これを強制的に取上げるということではできないと思ひます。これは法律の根拠なくしてはそういうことは不可能だと思ひます。従つてやはりこれは私經濟上の正当な手續によつて、これを買収するといふ方法を用いるより仕方がないと思はれるのであります。

それから競馬あるいは競犬事業あるいは塵芥処理の事業、あるいは尿尿処理の事業といふようなことを市町村が經營するに於いて、独占禁止法との關係はどうかといふような趣旨のお尋ねでございますが、これらもそれら競馬法等特別の法律がありまして規定がございまして、その規定にはやはり従わなければならないと思ひます。従つて市町村にそういう競馬事業を行うことを現在許しておらないように記憶いたしておきます。これを許すようには法律の改正をいたしますならば、市町村としてはもちろんこの競馬

事業をやる。公正なる一定の法律の許す方法でありますならば、何らこれは問題ございませぬし、独占禁止法もその限度においては当然に適用がないと思ふのであります。尿尿処理のごとき問題は、大抵大都市ではみずから施設を設けて処理をいたしておると思ひます。これは何ら法律上の制限が現在ないと思ひますので、市が一定の会社とか業者と契約して、尿尿処理事業を行わしめておるといふのが実状と思ひますが、そういう限度において、すなわち公正なる私経済上の取引手段によつて市町村が活動いたしておる限りは、何ら独禁法の適用はないと存するのではありません。

○千賀委員　そうではないのです。尿尿処理とか、その他汚物処理は、東京の者などが考へると、ただこれは純粹な公益事業であつて、相當な費用をこれに投じて、多数の方が生活がきれいになつて、幸福を得られるというだけのもので、田舎に行きますと、なか／＼これはそうではないのです。むしろこれは營利事業として成立し得るのです。そこで独占禁止法などでどういふものは指定してあるものではないのですが、たとえば一つの市町村がそれじや尿尿とは全部市町村でやるうじやないか、そこで汲取りに要する費用とか、あるいはその尿尿をどこかに溜める大きな尿尿溜とか、さまざま／＼なものを相當の犠牲を拂つてつくつたといつたとしても、おれの方の一つの字や部落でこれを經營した方が利益だといふようなことをまた考へる團體があつた場合、独占禁止法によつてこれは市町村がやるわけにいかぬ、おれの方がやるのだといふようなことに

なりますと、市町村がそこで投じた費用のごときは、うまく買つてくれればいいのですが、買つてくれずに、おれの方はおれの方で別の考へで、別の思想によつてこれの有な活用をやるのだといふことになる、今までの施設はただ形式的なものになつて、再びこれを復活することができない。そういうことを考へたら、市当局並びに市町村議員のやりましたことは、ただ市民のために一つの負担をかけたといふだけの結果になつて、一向幸福にならなかつたといふようなことができ得ないとも限らないのであります。事実私どもの方は愛知縣の市であります、そこでもなか／＼汚物塵芥などがただじやまの扱ひにはされないのです。周辺の農村から有用な肥料の給源として、それを権利として獲得することが競争されるような実情でありますから、私の言ひましたようなことは、全國の僻遠の都市及びその周辺の土地に行くと到るところに起るだらうと思ひます。こゝろいふやうなときに、市町村はそうした企てを当局並びに決議機關等が考へた通りに、これを断固としていつまでもその方針通りに守り得られるか、または最高裁判所などに民事訴訟を提起せられて、そういうような考へは打破られてしまふのか、その点の見透しとか解釈とかいふものを、はつきりこの法律をきめる前にわれ／＼は究めておきたいと思ふのであります。

○鈴木俊政府委員　塵芥処理、尿尿処理、その他いゆる汚物処理につきましても、たしか汚物掃除法という法律がございまして、市は汚物掃除の義務を負ふことになつております。人に

よつていろ／＼見解は違ひましようけれども、汚物掃除は地方團體、市町村のいわゆる固有事務であるといふふうに私たちは認めておる。そして市町村としては、汚物処理を法律によつて強制せられておる事務であるといふふうに解釈いたしておるのでございませぬ。従ひまして市といつたしましては、汚物掃除はどうしてもいたさなければならぬのであります。ただその仕方などをどうするかといふことは條例等によつて、市なり、市議会がこれをきめてやつていくといふことになるわけでありませぬ。従つてこれは汚物掃除に關する限度におきましては、市はやはり一種の特別な地位を法律によつて與へられておるから、従つて一般のいゆる購買員汚物の掃除をいたしておりませぬ、やはり市と契約をいたして、市との購買契約によつて汚物掃除をしておるといふのが実情であります。それがまた法律上正当な方法だらうと思ふのであります。市が何ら手を加えずして、任意に特定の農家の尿尿を汲んでもらうといふことは事實行われておると思ひますが、それは要するに市の手の届かないところにおいて、そういうものが例外的に行われておるといふことであると思ふのであります。

○千賀委員　田舎の事情があまりよくおわかりにならぬから、どうも大都市の東京のようなどころの結果だけを頭の中に入れて御説明になるので、私どもにははつきりしません。しかし大体汚物掃除は義務だといふことは私もわかるのです。しかしだれも汚物なんか

を希望しない間は、義務だからこれを掃除するのに金をかけてやるが、現在の田舎では、むしろこれを掃除してもらう人が権利と心得てどん／＼とりに行つてくれる。私の郷里の岡崎市のときは、市がいろ／＼施設をしたものは皆閉店休業のまま眠つておつて、ほんどうの汚物掃除ができ、あるいは尿尿の処理が行われていく現況は、周辺の農民がどん／＼とりに来てくれ、これで済んでおる景況であります。そればかりではない、その取りに来る人たちが、おれの区域だといふわけ、けんかかできた、相當な集團的な闘争になつたりするくらいな實れつ子に今はなつておるのであります。これもときによつて、そうした人たちの來ないときもあるのだらうと思ひます。そういうときに一べんにまた頼み手がないうような場合には、非常に市も迷惑する、民衆も迷惑するといふことでもございませぬけれども、今のやうな景況で進むと、むしろ市が何を考へても、考え通りに行かずに、とりに來る人たちがその権力をもつて一権力を申しますか、市の方に對しては独占禁止法の言ひがかりをして、おれたちがどん／＼やるんだといふことになつていつて、系統も何もむちやくちやになつてしまふ。永久にそれならいいが、結局はそのために非常に市民が深刻な損害を受けることがあるのじやないかと思ふのであります。しかしこれは答弁を要しませぬ。それからこの前も申しましたが用語であります。強いてむづかしい字をかきかきやういふことをしなくとも、わかりやすい字があるんじやないかと思ふのです。たとえばドックといふ字が

使つてあります。これは日本語は船渠といふ字で今まで表現されておると思ふのですが、これは造船所に類したものの施設のことだらうと思ふのですが、ドックとなぜ言わなければならぬか、船渠と言つたら表現ができませんか、それから「じんかい」なども、日本語で言へば、ちりとあつたといふことにならうと思ふ。どうせ不満足であるならば、ちりとあつたとかえたら一体どうでしょう。そうしたらだれも指をさすことのできない日本語が並んでおるので、かなで書いてもこれならばわからぬといふ言ひ人もないのですが、「じんかい」とかなで書いたならば、どんなやうにでもこれは解釈ができません。処理場があるから「じんかい」と言つても今はわかるかもしれませぬが、「じんかい」とかなで書いた字を学校の入学試験にでも出したら、どんな解釈をつけるかわからないくらい日本語の種類は多いだらうと思ふ。これはどうもむしろとらぬと思ひます。それからどこかに「じゆん化」といふことがあつたのですが、これなども強いてこゝでつけなくても、多少は意味は違つても美化とかいふことを言つてもわかるのですが、二千何百字の制限された漢字の中でも、探せば美化よりももう少し近い字があるかも知れませぬが、漢字で書きたければ、そういうふうにしてよいのじやないか。近ごろはまた何々の香りとか、うるおいとかいふ字がよくはやるのですが、そんな字ならば、かな字を入れておいても、うるおいを増すとかうるおいをつけるといふやうな字でいつても、もう少し明確にわかると思ふのです。法律と言へばこ

これは時代の教範、昔の兵隊で言つたら
典範令でしょうが、そういうような
時代のすべて民衆の頼るべきものを規
制するこの書類に、こういうあいまい
なことをなせ書かなければならぬ
か、私の言うようにしたのではどうい
う不便があるか、これの御見解を伺い
ます。

○鈴木(後)政府委員 第二條の用語に
つきまして御見解を拜聴いたしましたの
ありますが、最初に御指摘になりました
たドックという言葉であります、こ
れはお話のように船渠という言葉も日
本語として言い換えればよろんむすか
しく言い換えるわけがあります、
今日の状態では、殊に港の関係等の
のはドックの方がむしろあたりまえの
言葉で、それに習熟しているのではな
いだろうか。ちよとドックというの
と同じような意味で、ドックというの
は同じような一つの新しい日本語とし
て一般化しておる、こういうふう
に考えられたので、かえつてそういう
言葉を使つた方がよからう、殊に船渠
の渠の字は、たしか政府がきめました
常用漢字の中はいつておらないよう
に記憶いたしておるのであります。そ
ういふこともありまして、ドックとい
う字を用いたのであります。かたかな
で書きましたのは、外來語はかたかな
で書くというよりは、これも新しい決定
に基きまして規定をいたしておる次第
であります。

いのは一般市民としては、あれが塵
芥処理場の煙突だということ、これ
もまた一般、用語になつておると思
うのであります。かゝつて別な新しい言
葉を用いますよりも、そういう習慣に
よる、かつまた法律が容認をいたして
おります言葉を使つた方がよいと考
えて、いかに半分漢字で半分ひら
かなでおかしい感じがありますが、こ
れも新しい用例に従ひまして「じん
かい処理」といういたした次第であり
ます。それから「じゆん化」という言葉
であります、これも申し上げましたよ
うに、この醇という字がやはり常用漢
字の中はいつておりませんので、「じ
ゆん化」といたしたのであります、
醇風美俗と申しますが、これは風俗に
ついて美化というだけでは、今ちよつ
とお話にも出ましたるおいが出ませ
んので、やはり「じゆん化」という言葉
の方がそこに風俗について適切な内
容を現わす、こう考えましたので、あ
えて「じゆん化」という言葉を用いた次
第であります。

○千賀委員 ドックの方は、こういう
ときで、われ／＼英語民族に征服され
ておりますから、そういう字を多く使
うということなら、それもいかにも知
れませんが、片一方の漢字をかなにか
えたことは、そういう説明だといくら
でもかなで書かなければならない。ど
うしても昔の漢字によらなければなら
ないことになると、その漢字は使えな
いことになれば、今はあなた方の氣持
ではそれでわかるだろうと思ひます
が、後人にはわからない。これは混乱
を起してしまふ。「じんかい」とは一体
何かというので、辭典を引いたら初め
てこれになる、こういう國民に煩雜な

ことを與えていく罪を、われ／＼がこ
こでつくることはよくないと思ひま
す。何としてもこれは與えられた漢字
だけで表現をするか、またどうしたつ
て表現をする義務があるのでしよう、
でなければはつきりとした漢字の漢字
では必要な表現がでないのだから、
これ／＼の字を種々やさなければならぬ
ということに議會に要求する、ど
ちらかしなければ、私はこんなことば
かり重なるつていつたならば漢字が二
いくらになつた國民の幸福よりも、難
解なかなばかり並べられてそのために
神経を使う不幸の方が、はるかに分
が多くなつて、われ／＼の手で國民を
言葉の混乱に追ひ込み、言葉の不幸を
招來させることになると思ひます。わ
づかな数であつても、それ／＼当
面した人は考へていかなければならぬ。私
はこれは非常に重大なことだと考へて
おります。今当局の考へと私の考へと
違ふことはやむを得ません。私は以上
の意思表示をいたしておきます。

○松澤(後)委員 ちよつと簡単に二、
三点伺いたいと思ひます。先日松野
君から質問がありまして、大体御了解
を得たのであります、この第二條第
二項の次に、地方公共団体の事務の例
示をつけるわけでありまして、これは
あくまでも例示であつて、市町村が当
然な事柄ならばならぬ事務がこのほ
かにあれば、いくらでもこれに付け加
えていつて差支へはない。但し禁止せ
られてゐるものは別であります、そ
うでないものはいくらか付け加へても構
わないというふうには解しておるので
あります、これはその通りでよろし
ゆうでございますか、一應お聴きしたい
のであります。たとへば私ちよつと考

えましたところでも、四のドック、防
波堤というふうなことは、当然市町村
の事務として現在やつておりますし、
はいらなければならぬ仕事であると思
ひます。六に病院、隔離病舎、療養
所とありますが、あるいは保健所、診
療所というふうなものの中にあ
る。あるいは市町村が葬祭を公営す
ること、つまり葬式を市町村がやるよ
うな、こういうふうな考へます、また
七に騒音防止というものがあ
り、あるいは煤煙防止というふうな
ことが当然考へられると思ひます、ま
た食糧の問題などにおいても、一應國
家が管理しておるわけでありまして、
市町村が配給の計画を立てたり、あ
るいはそれを規正したりするといふよ
うな事務も、当然考へられるといふよ
うなことを拾ひ上げてみますと、さら
に十六項に家畜等の検査といふことがあ
ります、あるいはこれに家畜の疾病
を防止する防疫といふようなことも必
要であるといふふうな考へるのであり
ます。この点をもう一度明確にしてい
ただきたいこと、それから第三号の
「企業の経営」といふこと、第十号の
「収益事業」といふことは特にその間
に——たとへば第三号は収益を伴わな
い企業といふようなことを意味してい
るのか、あるいは収益はあげても構わ
ない、結局収益事業であつても構わ
ない。わざわざ別に区別する必要はな
く、片方はいわばこれまで普通考へて
おりました公企業といふようなもので
あつて、第十号の方はそれよりもさら
に積極的な、経済的な内容を意味する
ものであるといふふうな言葉の意味を
区別してここで規定してあるのか、先

第三号は第十一号に「公有水面埋立
事業」といふことがあります。これは
市町村が施行することになつており
ますが、たとへば私人の埋立を許可す
るとか、いふようなことは、第十一号に該
当するのであるか、市が直接やる以外
には、私人の埋立を許可するとか、あ
るいはその権利の調整といふような
ことは行えないものであるかといふこと
であります。

それからもう一点はこの中で法律
あるいは政令などによつて市町村に委
せられてゐる事務は、市町村が條例を
つくつたり、その事務を行ふいは法
律上の権限といふものがあるわけであ
ります。たとへば第七号の美化とか騒
音防止とか、あるいは先ほど申しまし
た、私はそこにいれる必要があると考
えております煤煙防止とかいふよう
なことには、私今までのところい
法律上の権限といふものがどうもな
いのでないかといふふうな考へられる
のであります。そこで美化といふこと
を取上げてみますと、美化といふこと
を市町村條例できめたならば、その市
町村條例に反しました、たとへば公共
建築物に廣告ビラをはるといふよ
うなことを市町村條例で取締り、いわばそれ
に対して罰金なり、あるいはまたは料
料なりをとる場合、はたして法律の根
拠のある取締り、法律の根拠のない
條例だけの場合と、その結果において
同一の結果が得られるかどうかとい
ふことを、多少疑問に思ふのであり
ます。消挿であるとか消挿であるとかい

ほと申しましたように、大体同じよ
うなことであるといふふうにお考へにな
つてゐるのかといふこと、それが第二
点であります。

うようなことは、それ／＼やはり、法律があり、それに基づいて条例をつくり、その條例に違反した場合には、あるいは警察力等を動員してもこれを市町村の事務としてやることもできる。そのでなく美化とか騒音防止とかいつたようなことは、法律上の権限がなく、ただ條例だけということになると、取締りが非常に滑らかにいかないのではなにか。いつも私どもは教習屋橋を通りますときに、あの橋にでか〜とボスターがはられて、こちらでは日比谷寄りの橋まで、欄干一ぱいにボスターやピラなどをはられておることがあるのであります。都市の美化というようなことには、こういう点を中心にして考えていかなければならないと思つておられますが、あるいは軽犯罪法とか何とかというようなことで取締られるかも知れませんが、ここに少くとも都市の美化ということをうたつてある以上は、市民の生活または市民の生活というものを美しくしていく大きな力というものを求めたい。こう考えるのでありますが、この点につきまして御見解はどうでありますか。

○鈴木(後)政府委員 第二條の新しく加えました項の二十一項目にわたります各種の事業等の性格を申し上げますが、規定の性質は何であるかというお尋ねであります。これはその書き出しにございまして、あくまでも例示でありまして、おおむね次の通りであるというふうに分つてあります。通りその主要なるものと認められますものを一應提示したにすぎないのでございまして、その他にいわゆる公共事務あるいはいわゆる行政事務ということをして

前回の国会で御改正になりましたが、その公共事務、行政事務に属するもの、それからいわゆる委任事務に属するもの、この三種類の地方團體が行います事務は、一切都道府県市町村が行ふというわけでありまして、その公共事務、行政事務のそれぞれに於いての一例の例示をここに示したにすぎないのであります。従つてその区域内の地方公共に関する事務、あるいはその他のいわゆる行政に属する事務でありますならば、これは一切やれまして、その建前を何ら変更するものではないのであります。なおこの場合御指摘になりました保健所というやうなものも書いてない、診療所も書いてないという話でございまして、それらはやはり六号の中にも直接書いてはございせんけれども、もちろんやりますことは当然であります。それから非禁でありますとか、煤煙防止というやうなこと——非禁などということ、これは、やはり第七号の「風俗のじゆん化」に関する事項として、市町村が何らかやるといふことは、一應そこにはいると思ひますが、かりにその中にはいりませんでも、もちろん地方公共の問題として取上げることができると思ふのであります。

それから十六号に關連いたしましたので、防疫の問題を御提示になりましたが、これらももちろんやれる問題であるやうと考へるのであります。なおこの第三号の「企業を經營する」といふ言葉と、第十号の「適當と認められる収益事業を行ふ」といふこと、この二つの事務は同じことを意味しているのか、それともその間に區別があるのか、殊に

十号の方は積極的な経済的内容をもつたものというつもりで書いていますか、これは後者の御見解に與するのでございまして、第三号の方は企業として大體独占的性質をもつておられます。従来公益業と普通言つておられますものをここに掲示いたしておるのであります。電車事業にしても、水道事業にしても、その事業の特別会計を維持するのみならず、それからある程度の収益をあげることを狙ひとして使用料等の基礎を定めており、すなわち収益主義を加味しておられますけれども、性質上一種の自然的独占と申しますが、そういう性格をもつた事業でありまして、純粹の経済企業、経済事業、収益事業といふものとは異つた意味の企業をここに並べておるつもりであります。それから十号の方は、眞に財産として、あるいは収益事業として純粹の意味で、こゝろを經營する、すなわち収益をあげることを直接的な狙ひにしておるといふわけでありまして、ここには収益事業とは申しましたが、比較的公共性をもつた市場とか、漁場といふことを例示しておりますが、このほかに公共の福祉を増進するために適當と認められる収益事業でありますならば、たとえ現に富くじの發行をいたしておりますが、あつたやうなこともここに含めて言ひ得るのではないかと、このふたつを考へられるのであります。それから公共の福祉を増進するために、これが適當と認められるかといふことは、そのとき々の見解、社会的な概念に従ふべきであると思ひますが、市なり市の議會なりが見るところに従つて事業を經營するとか、經營せられない

とかが、その市としては終局的に決定せられることになると思ひます。しかし何でも収益事業をやるという氣持ではないのでありまして、一定の制約、すなわち公共の目的のために存する事業、公共團體として適當と認められる事業、こういう制約を設けておるのであります。それから十一号の公有水面埋立事業は、市町村が事業施行の主体となるだけであつて、こゝろがやうな企業に於いての調整的な権限は有しないのかといふやうな趣旨のお尋ねのようでありまして、これは手もとに資料がありませんが、正確に申し上げられませんが、地方團體が主体となるように記憶をいたしております。従つて公有水面については事業施行者としての地方團體の問題として書いておるわけにございまして、耕地整理事業のごときは耕地整理組合等が數箇ありますならば、それらの事業施行の調整といふこともたゞいとお話のようになり得るわけでありまして、そういう権能を規定しておる意味ではもちろんないのであります。それから第七号の煤煙防止について御見解をお示しになりましたが、私もまたたく御同感でございまして、それから市内の美化上非常に遺憾に考へられる各種の廣告ビラの整理の問題、清潔化の問題もまたたく同感でございまして、こゝろでそういう見地から、地方團體が一定の基準を條例によつて設けておる。その基準に従つて清掃を履行する。しかもその履行にあつては自治体警察がこれに關與をもつてくるというこゝろはあり得るわけでありまして、そういうことはもちろん地方團體としては行政事務の一環として條例によつてこれを取上げる、

罰則をもつてこれを履行し、その執行は自治体警察がこれにあたるというこゝろはもちろん考へられると思ひます。○千賀委員 先の話を繰返すやうで悪いのでありますが、いま一回当局の見解を聴いておきます。それはドックということですが、これは言葉の上じやありませんけれども、私は海にも相當親しみをもち、船に長く乗つておつたこともあるのですが、ドックといふものは、あなたは大体どういふものかと思つておられるかを承りたい。私はいやな字を使うのは遠つています。私はいやな字を使うのですが、あなたの見解を聞いてから私の意見を申し上げます。

○鈴木(後)委員 ちよつと今の御質問にお答えいたします前に、先ほど松沢委員に申し上げた点で足りない点がございますので、補足しておきます。廣告ビラの取締の條例をつくりました場合に、自治体警察が取締ると申しましたが、これは要するに、自治体警察の置かれてゐる市町村のことで、國家地方警察その他においては、もちろんその取締にあたるというわけでありまして、

それから、今千賀委員のお尋ねと申すよりも、どう考へるかというお話であります。要するにこゝろは海上輸送、陸上輸送に必要な貨物といふことで最後の締括りがありますので、港灣の施設として、あるいは船に關連して、要するに港に關連をもつた施設として、世上多く問題になる最も重要なものから例示的に一、二拾つただけであります。今ドックとは、何ぞやというお尋ねでございまして、船に多年乗つておられた専門家に對して御説

七

明する知識は全然ございませんので、ただ一般の船舶、港灣に關係した用語という意味で使しただけでありませぬ。

○千賀委員 おそらくあなた方がこの項で言わんとするところは、ドックではないと思ふのです。もちろん横濱とか、横須賀、名古屋、大阪、神戸、いずれにしても、日本の都市で海港に關係のないところははないのですが、こういうところは以前から港灣の修築をみずからやつたり、府縣と共同してやつたり、國と共同してやつたりして、こういう仕事をしております。その港灣の中にはもちろんドックも含まれていて、場合も多いたるが、そういう場合も多いたるが、あえてここでドックと指さなくても、これは港灣一般とか、港灣修築とかいふものがここにありますが、もしもいはずであります。これは有力大都市のみならず、日本の市町村全体にまで修築させる法案でありますから、おそらくさうなものは指しておるまいと思ふ。その次にくる字が波止場であつたり、防波堤であつたり、その次が倉庫であつたり、土屋であつたり、その他海上または陸上などといつて、港灣に対する用語はここで大体終つてゐるところをみると、都市から市町村まで共通の港灣施設で、これだけこまかくあがつておつて、まだ足りないものは船だまりであります。おそらくこれは船だまりをここに入れるべきものを、かえつてハイカラに英語を使つて、しくじつてゐるのではないかと思ふ。ドックというのは海の人たち、あるいは海港の人たちの社会通念をもつていたしました。船の底なしいは、船体を修繕するときに、船を

引入れておいて、その浮かしている水をポンプで抜取つて、船の底までからにして、そして目的の作業をする、その特定の施設のことをドックと言ひます。それならば、日本の海員並びに港灣關係の人たちが明治以來の常識によつて、ドックといふものは首肯し、得るのであります。船だまりを指してドックといふならば、これは全然あてはずの字であります。もし海港をもつた有力都市が、さうした船を修繕する特定の施設であるドックをもち得るというところであるならば、ここに船だまりがどこかに表現をされておらなければならぬ。防波堤や波止場がある以上は、どうしたつて船だまりが要るのであります。私は船だまりを表現するために、ドックという文字を間違えて使つてしまつておるのだらうと思ひます。さうであるならばこれはいへんこととあります。重ねて申しませんが、ドックといふことは、海港關係、船員關係の者の常識によりましては、今申しました特定の施設に限られておつて、他をドックとは決して言つておけません。それならばドックといふことを言わなくても、海港施設、港灣施設といふことで表現された方が適當であります。小さい村や僻村に至るまで、共通の施設としておつておるものと言へば、船だまりと申すか、のと言へば、船だまりとかかえる方が私は適當だと思ひますが、いかがでしょうか。

○鈴木(俊)政府委員 このドックという言葉は、やはり文字通りドックでありまして、船だまりを意味しておるのではありません。船舶の修繕施設といふ広い意味でドックという言葉を使つておるのであります。船だまりといふ意味ではもちろんないのであります。御指摘のように船だまりといふものは一つの海上輸送に關係をいたしたものと申しますが、ここには海上輸送に必要な營造物として特殊な施設をあげておるのであります。防波堤とか波止場とか、それらの類別の中に、港のいろ／＼な施設をあげておるのであります。またその他のことなつておりますので、前にも申しましたように、これは例示であつて、もちろんお話をうな船だまり施設といふものも海上輸送に必要な營造物といふことになるわけでありませぬ。

○千賀委員 これはまづたく暴論です。そんなことを言ふならば、ドックのほか近代港灣の施設はまづだいいくちでもあつて、ドック一字をもつて近代港灣の施設を表現しておると思ふならば、これは大きな意味違いでありませぬ。さういふ意味ならば、一般港灣施設とやれば文句ないのであります。ドックとはいつておるし、造船所もいつておるし、あらゆるものがいつておる。これは實際ドック一つを言つたといふことになる、非常に妙ちくりんなことになる。あらゆる他の港灣施設といふものはここにあげられておらぬといふことになる。岸壁もありませんし、いろ／＼なものがあつて、それらはなぜ表現しないか。港灣施設とやつた方が確かではないですか。

○鈴木(俊)政府委員 今暴論と仰せになりましたが、これは私の申し上げたことをご誤解しておられるのじやないかと思ひます。決してドックが一切の港灣施設を意味する意味で用いたといふことを私は申し上げたのではないのであります。ドックその他教項の例示をいたしまして、字句をごらんいただきまして、その他の海上又は陸上輸送に必要な營造物、さう申しておるのであります。この營造物といふのは、今お話が出ましたような岸壁にいたしまして、何にいたしまして、要するに一切の海上輸送に必要なものは皆含めておるのであります。もともと立案者もここに一つ／＼事情を拾ひ上げて書き並べるといふ趣旨ではないのであります。あくまでも主要な事項を教簡例示いたしました。その他はさういふ締括をもつて結ぶといふ用法を、二十一項目すべてについて大体とつておるのであります。

○千賀委員 このドックといふものが港灣施設の中に入れられる都市が一体日本にいくつぐらいあると思はれるか。これはそんなにたくさんないので。大体この作用は小さい町村ではみんないふ船だまりで行つてゐるのですが、日本全体に布く法律の中で、特定の都市でなければもつてゐないような施設を一つここにあげて、あとの都市に全部必要であるべき船だまりを、その他の中に入れておるのだといふことになる、これは非常にうかつなことではないでしようか。それならばドックは「その他」の中に入れておる方が確かなのです。船だまりであるならば、全國あらゆる海港をもつてゐる町村に通じ、適切な海港に対する一つの施設であるといふことはうなすべき得るので、ドックと言つたのでは、これはおれのところのことではないのだという感じをすくもたれる。ここの表現技術ですが、あなたはこれで差支えないと思はれますか。

○鈴木(俊)政府委員 今ドックは大都市しかないといふ仰せでございますが、これは船舶修繕施設、つまり先ほど申されましたように、船渠といふ意味でございますから、従つて小さな港をもつておるところでもやはり船だまり式の小さな船渠施設をもつてゐるものがあると思ふのであります。ひとり大都市だけの問題ではありませぬ、さういふ小さな海港をもつた全国の市町村に關係をもつ問題としてここに例示をいたした次第であります。

○千賀委員 私はやはり不満足ですが、まあいいです。

○坂東委員 他に御質疑はありませんか。

○松澤(兼)委員 まだ質疑したい点はあるのですが、小委員会もありますから、これで大体終つたことにして、この次に補足的なものでもあつたらそれをやつていただいだらうですか。

○坂東委員 松澤君の御意見は質疑は大体このくらいにして、次の機会に補足的なものを質疑しようといふので、すが、いかがですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○坂東委員 ではその点は御異議ないと認めますので、さういふにいたしまして、次会からの適當の時期に考慮することになります。

○坂東委員 次に風俗營業取締法案を議題に供して政府の説明を求めます。

風俗營業取締法案

風俗營業取締法

(定義)

第一條 この法律で、風俗營業とは、左の各号の一に該当する營業をい

う。

一 待合、料理店、カフェーその他客席で婦女が客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業
三 玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業
(営業の許可)

第二條 前條の營業を営もうとする者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会(都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会)を以て、以下同じの許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府縣が條例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。
(條例の制定)

第三條 都道府縣は、條例により、風俗營業における營業の場所、營業時間及び營業所の構造設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。
(行政処分)

第四條 公安委員会は、風俗營業を営む者(以下營業者という。)又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該營業に關し、法令又は前條の規定に基く都道府縣の條例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、營業の許可を取り消し、若しくは營業の停止を命じ、又は

善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。
(聽聞)

第五條 公安委員会が、前條の規定により、營業の許可を取り消し、又は營業の停止を命じようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聽聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前條の規定による法令又は條例の違反の行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該營業者に通告しなければならない。
(立入)

第六條 当該官吏及び吏員は、この法律又はこの法律に基く都道府縣の條例の実施について必要があるときは、風俗營業の營業所に立ち入ることができる。
2 前項の規定により立ち入る場合には、当該官吏及び吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(罰則)

第七條 第二條第一項の規定に違反し、又は第四條の規定による公安委員会の処分を違反した者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
2 第三條の規定に基く都道府縣の條例に違反し、又は前條の規定による当該官吏及び吏員の立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを三千円以下の罰金に処する。
3 第二條第二項の規定に違反して届

出をなせず、又は虚偽の届出をした者は、これを千円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の營業に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を科する。
附則

1 この法律の施行の期日は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。
2 この法律施行の際現に風俗營業を営む者は、この法律施行の日から三十日の間は、第二條の規定による許可を受けたものとみなす。

○附則(昇)政府委員 官房長官が所用ができましたので、便宜私が代りまして提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。
風俗營業取締法案は、いわゆる風俗營業、すなわち第一條に例示されております料理店、カフェー、キャバレー、まあじやん屋等の風俗上取締を要する營業につきまして、風俗犯罪の發生を防止することを主たる目的としたのであります。このような營業につきましては、従來は各廳府縣令によりまして警察取締法規を設けておつたのであります。昭和二十二年の法律第七十二号「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」の規定によりまして、昨年十二月末限り失効をいたしましたのであります。従ひまして、現在はいこれらの營業に關する一般的な取締法規は存在していないのであります。しかしながらこのまま放置いたしますことは、

風俗取締上支障がありますので、これらの營業の取締法規といたしまして、この法律案の提案をいたしました次第であります。

法案のおもなる点を申し上げます。第一に、かかる營業は從來のよう警察の取締りを受けまして、その營業の許可は、都道府縣公安委員会、または市町村公安委員会が行うという建前をとつたのであります。従つて營業者または従業員が違反行為を行ひまして、善良の風俗を害するおそれがあるような場合には、各公安委員会はこれらの營業を禁止あるいは停止処分に付し得ることになつておるのであります。

第二には、從來の各廳府縣令の実質的内容をなしておりました營業の場所、營業時間、營業所の構造、設備等對し、各地方の實際に應じた内容といたしまして、ために、都道府縣の條例をもちまして規定することとしたのであります。

第三に、この種の營業取締法規といたしましては初めての試みであります。従前のように行政官廳の一方的な裁量によりまして、營業の禁止、あるいは停止処分が行われまして、おそれあるややともすると營業権を奪かすような結果に相なりますので、これを避けますために、かような場合には必ず公開の聽聞を行ひまして、營業者の言いつ分を十分聽いた上で、公正なる行政処分が行われるような方法をとつたのであります。この法律は營業者に大きな關係を有しますとともに、社会一般の風俗にも直接影響する問題でありますので、その運用には十分注意が

拂われなければならないと存するのであります。以上この法律案提出の理由を簡単に申し述べた次第でございますが、何とぞよろしく御審議をお願いいたしますと存じます。

○坂東委員長 それでは本日は説明聴取だけに止ましまして、質疑は次会に譲ります。
本日はこれをもつて散会いたします。
午後三時四十三分散会

九

昭和二十三年七月十二日印刷

昭和二十三年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局